

新型コロナウイルス感染症

「緊急事態宣言」 発令中

不要不急の外出自粛を！

1 リスクを伴う飲食の自粛

- 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ・ 家族やパートナー以外との飲食
 - ・ 長時間の飲食
 - ・ 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ・ マスク無しで会話を伴う飲食など

2 不要不急の外出自粛（特措法第45条第1項）

- 昼夜を問わず、特に20時以降の外出自粛。
- 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

3 県をまたぐ不要不急の移動自粛（特措法第45条第1項）

- 特に、緊急事態措置を実施すべき地区の都道府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）に対しては移動自粛を徹底。

※緊急事態宣言の発令期間は2月7日(日)までとなります。
今後の状況に応じて変更となる場合があります。